

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第41条第2項	建築物のエネルギー消費性能に係る認定	建築指導課

- 1 認定基準は、経済産業省・国土交通省令第1号の「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」とする。
- 2 標準処理期間は、登録省エネ判定機関等が誘導基準への適合確認した性能向上計画認定に係る技術的審査適合証を添付されている場合は7日とし、それ以外は45日とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。